

日程表

▶ 問い合わせ  課税課 ☎ 0287(62)7121

■ 申告は指定日に指定会場で

- ・なるべく日程表で定められた指定日に来てください。都合がつかない場合は、指定日以外でも申告できます。
- ・ 課税課や各支所・出張所の窓口で申告の受け付けはできません。

■ 時間に余裕を持って来庁を

- ・会場は大変混雑するため、長時間待ったり、午前中に来庁しても午後の受け付けになったりする場合があります。
- ・所得の種類や申告の内容で、受け付けの順番が前後することがあります。

黒磯地区		
会場:  大会議室(201・202会議室)		
対象地区	日にち	
鍋掛地区	越堀、寺子、鍋掛、野間	2月16日(火)・17日(水)
東那須野地区	大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、上郷屋、唐杉、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、大原間西一丁目・二丁目、方京一丁目～三丁目、前弥六南町、沓掛一丁目～三丁目	2月18日(木)・19日(金)・22日(月)・24日(水)
高林地区	高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木	2月25日(木)・26日(金)
黒磯地区	本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、末広町	3月1日(月)・3月2日(火)
	共墾社一丁目、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼玉、渡辺、豊浦中町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、豊浦南町、春日町	3月3日(水)～5日(金)・8日(月)
	鳥野目、小結、東原、阿波町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、美原町、北栄町	3月9日(火)～11日(木)
	東栄一丁目・二丁目、黒磯、豊浦、安藤町、原町、東豊浦	3月12日(金)・15日(月)

西那須野地区		塩原地区			
会場:  100会議室		会場: ハロープラザ第2・3会議室 2月16日(火)～26日(金) 会場:  第1～3会議室 3月2日(火)～9日(火)			
対象地区	日にち	会場	対象地区	日にち	
二つ室、一区町、二区町	2月16日(火)～18日(木)	ハロープラザ	下大貫、上大貫	2月16日(火)	
三区町、四区町、千本松、上赤田、北赤田、南赤田、西赤田	2月19日(金)・22日(月)		下田野、遅野沢、藁沼	2月17日(水)	
東赤田、三島1丁目～5丁目、東三島1丁目～6丁目、西三島1丁目～7丁目、南郷屋1丁目～5丁目、睦	2月24日(水)～26日(金)・3月1日(月)		関谷	元町、京町、上の内	2月18日(木)・19日(金)
高柳、西富山、井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根、槻沢	3月2日(火)・3日(水)			旭町、上町、日の出	2月22日(月)・24日(水)
下永田1丁目～8丁目、緑1丁目・2丁目、新南、石林	3月4日(木)・5日(金)・8日(月)・9日(火)		金沢、折戸、宇都野、高阿津	2月25日(木)	
永田町、扇町、あたご町、西大和、西原町、五軒町、西栄町、東町、西朝日町、南町、西幸町、北二つ室、太夫塚1丁目～6丁目	3月10日(水)～12日(金)・15日(月)		上横林、横林、接骨木	2月26日(金)	
			会場移動日(受け付けていません)	3月1日(月)	
		塩原支所	中塩原、上塩原	3月2日(火)～4日(木)	
			塩原、湯本塩原	3月5日(金)・8日(月)・9日(火)	
		受け付けていませんので、黒磯・西那須野地区の会場に来てください			

申告会場での注意事項

マスクの着用、入口での手指消毒

- 新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、必ずマスクを着用してください。
- 会場入口に消毒液を設置しますので、必ず手指の消毒をお願いします。

体調不良のときは無理をしない

- 次の症状がある場合は無理をせず、別の日に来場してください。
- ・37.5℃以上の発熱がある
- ・せきなど風邪の症状がある

混雑時は会場外へ

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、会場の混雑状況によっては、受付後に一時外出や自家用車内での待機をお願いする場合があります。

会場閉鎖の場合は税務署へ

申告会場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、申告会場を閉鎖します。会場閉鎖後は、税務署での確定申告をお願いします。※詳細は12ページを確認してください。

郵送・パソコン・スマートフォンでも確定申告ができます

申告会場へ行かなくても、郵便物(第一種郵便物)か信書郵便を利用し、申告書類を税務署へ送付することで確定申告ができます。また、「e-Tax」を利用すれば、パソコンやスマートフォンから確定申告ができます。「e-Tax」の詳細は、国税庁ホームページを確認してください。



国税庁
ホームページ

e-Taxの利用方法

マイナンバーカード方式

パソコンの場合

ICカードリーダーを使ってマイナンバーカードを読み込み、国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で申告します。

スマートフォンの場合

アプリ(マイナポータルAP)をインストールし、マイナンバーカードを読み取り、「確定申告書等作成コーナー」で申告します。

※スマートフォンの機種によっては、対応していない場合があります。

ID・パスワード方式

- ①事前に税務署で手続きし、ID(利用者識別番号)とパスワードを発行しておきます
- ②パソコン・スマートフォンのどちらでも、「確定申告書等作成コーナー」でID・パスワードを入力して申告します

国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナー

e-Tax 確定申告書等作成コーナー 検索



税理士会が行う還付申告無料税務電話相談

- ▶ **とき** 2月3日(水) 午前9時30分～午後4時
- ▶ **対象** 所得金額300万円以下の給与所得者、年金受給者で還付申告をする人
- ▶ **利用方法** 自宅・勤務先近くの税理士に前日までに電話予約し、当日電話相談
- ▶ **問い合わせ** 税理士会大田原支部(遠山) ☎0287(36)2780

※税理士は、「税理士情報検索サイト」で検索できます。



税理士情報の検索はコチラ